

令和8年11月 1日

岡山市 ICT 活用工事の改定について (お知らせ)

岡山市財政局財務部監理検査課

岡山市 ICT 活用工事試行要領を改定しましたので、お知らせします。

1 改定箇所

岡山市 I C T 活用工事試行要領（発注者指定型）に舗装工・舗装工（修繕工）の追加、（施工者希望型）に法面工・擁壁工の追加。（要領第3条）

「岡山市 I C T 活用工事試行要領」（令和8年11月1日施行）を参照ください。

2 施行日

この要領は、令和8年11月1日から施行し、単価適用日が令和8年11月1日単価以降を採用する工事から適用します。

3 その他（参考となるHPリンク）

- ・中国地方整備局（I C T 活用工事の手引きが掲載されています。）

<https://www.cgr.mlit.go.jp/icon/pdf/tebikiver2902.pdf>

- ・国土交通省（ICT の全面的な活用に関する要領等が掲載されています。）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

4 問合せ先

岡山市財政局財務部監理検査課 TEL 086-803-1368

ICT活用工事に関するQ&A

Q 1) ICT活用工事を受注し、ICT活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 1) 「施工者希望型」は、ICT活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、ICT活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

なお、ICT活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合せ簿にて報告した上で、従来の基準に基づき、施工してください。

「発注者指定型」については、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除いて、全部又は一部のプロセスを実施することとなっています。

なお、受注者の責に帰すべき事由がなく、やむをえずICT活用が出来なかった場合、ペナルティはありません。

Q 2) ICT活用にかかる増額費用については、どうなるのか。

A 2) 試行工事において、ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省の「ICT活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 3) 一部の施工プロセスでICTを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。

A 3) 3次元起工測量から3次元データの納品までの施工プロセスにおいて、ICTを一部に活用した場合についても、国土交通省の「ICT活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

ただし、一部に活用する場合は岡山市ICT活用工事試行要領第2条の②④⑤を必須とし、①③は選択とします。

なお、施工の効率化を図ることができないと判断される案件については、ICT活用工事の実施を認めない場合があります。

Q 4) ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施したい場合はどうすればよいのか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。

A 4) 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、ICT活用工事を実施することができます。ただし、岡山市ICT活用工事試行要領の発注者指定型・施工者希望型以外については設計変更の対象とはなりません。

Q 5) ICT活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。

A 5) 監督員の評価項目である「創意工夫」においてICTの5つの施工プロセスのうち、幾つのプロセスを実施したかで次のとおり加点評価します。

- ・ 5プロセス全部を実施した場合 4点
- ・ 4～3つのプロセスを実施した場合 2点

Q 6) I C T活用工事以外の工事で、I C T活用工事を実施した場合は工事成績評価による加点の変更はあるのか。

A 6) 工事成績評価において、国の定める I C T活用工事の工種であれば、I C T活用工事と同様に加点評価します。

Q 7) 今後 I C T工事の対象工事を拡大していくのか。

A 7) ICT 工種の拡大に向けて、検討していく予定です。

Q 8) I C T活用工事を行った際には、『I C T活用工事』のアンケート調査を提出しないといけないのか。

A 8) 『I C T活用工事』のアンケート調査に記入回答し提出して下さい。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004323.html>